

提案基準 2 9 「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
-----------------------------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 9 (P103・P104)

1 要件 5 (1) について

- (1) 「その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域」とは、次の地域、地区等をいう。
- ア 国定公園及び県立自然公園の普通地域
 - イ 歴史的風土保存区域
 - ウ 近郊緑地保全区域
- (2) 「原則として次の地域、地区等を含まないこと。」とは、当該地域、地区等のうち、次のものは申請地に含まないこと。なお、それ以外のものについては、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。
- ア 国定公園及び県立自然公園の特別地域
 - イ 歴史的風土特別保存地区
 - ウ その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域

2 要件 7 (2) について

「延べ面積は、原則として 2 0 0 0 平方メートル以下であること」について、次のすべてに該当し、やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 県が誘致又は積極的に立地を推進する宿泊施設であることが、県産業雇用担当部局の意見書により確認できること
- (2) 宿泊施設の計画内容が良好なものであって、やむを得ないと認められること
- (3) 市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がないことが、市町村長の意見書により確認できること